

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年2月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2300339 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2300081 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成7年1月5日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成7年1月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年1月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成8年10月1日から平成9年4月1日までの期間、平成11年4月1日から同年8月1日までの期間、平成16年4月1日から同年9月1日までの期間、平成17年4月1日から平成18年4月1日までの期間、平成20年9月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成22年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、平成23年4月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間及び平成24年9月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄）から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成8年10月から平成9年3月まで、平成11年4月から同年7月まで、平成16年4月から同年8月まで、平成17年4月から平成18年3月まで、平成20年9月、同年10月、同年12月から平成22年6月まで、同年8月、平成23年4月から同年6月まで、同年8月、同年9月及び平成24年9月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成7年1月5日から平成26年9月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されており、請求期間については、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額の保険料が給与から控除されていたので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出されたA社に係る給料支払明細書、給与支給明細書、給与明細書、諸給与支払内訳明細書、月別勤怠支給控除一覧表及び給与・手当に係る通知書類（以下「給与明細書等」という。）により、別表の第3欄、第4欄及び第5欄に掲げるとおり、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄に掲げる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保管期間を経過したため資料がなく不明である旨回答しているが、日本年金機構から提出された平成16年から平成26年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届によると、請求者に係る報酬月額は、給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額より低い額で届けられていることが確認できるほか、請求者の給与明細書等で確認又は推認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち平成8年10月1日から平成9年4月1日までの期間、平成11年4月1日から同年8月1日までの期間、平成16年4月1日から同年9月1日までの期間、平成17年4月1日から平成18年4月1日までの期間、平成20年9月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から平成22年7月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、平成23年4月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの

期間及び平成 24 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与明細書等により、別表の第 3 欄及び第 6 欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記 1 の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成 8 年 10 月から平成 9 年 3 月まで、平成 11 年 4 月から同年 7 月まで、平成 16 年 4 月から同年 8 月まで、平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月まで、平成 20 年 9 月、同年 10 月、同年 12 月から平成 22 年 6 月まで、同年 8 月、平成 23 年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月、同年 9 月及び平成 24 年 9 月から平成 26 年 8 月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額から同表の第 7 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第 6 欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成7年1月から同年5月まで	28万円	41万円	—	41万円	41万円	—
平成7年6月から同年8月まで	28万円	41万円	—	47万円	41万円	—
平成7年9月から同年12月まで	28万円	41万円	—	50万円	41万円	—
平成8年1月から同年4月まで	28万円	41万円	—	56万円	41万円	—
平成8年5月から同年9月まで	28万円	56万円	—	56万円	56万円	—
平成8年10月から平成9年3月まで	28万円	56万円	—	53万円	53万円	56万円
平成9年4月から同年9月まで	28万円	56万円	—	59万円	56万円	—
平成9年10月から平成11年3月まで	28万円	59万円	—	59万円	59万円	—
平成11年4月から同年7月まで	28万円	59万円	—	44万円	44万円	59万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成11年8月から平成12年3月まで	28万円	44万円	—	44万円	44万円	—
平成12年4月から同年9月まで	28万円	44万円	—	50万円	44万円	—
平成12年10月から平成13年3月まで	28万円	—	53万円	50万円	50万円	—
平成13年4月から同年9月まで	28万円	—	50万円	50万円	50万円	—
平成13年10月から平成14年9月まで	28万円	50万円	—	50万円	50万円	—
平成14年10月から平成15年10月まで	26万円	50万円	—	50万円	50万円	—
平成15年11月	26万円	50万円	—	56万円	50万円	—
平成15年12月から平成16年3月まで	26万円	50万円	—	50万円	50万円	—
平成16年4月から同年8月まで	26万円	50万円	—	47万円	47万円	50万円
平成16年9月	24万円	47万円	—	59万円	47万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成16年10月から平成17年3月まで	24万円	47万円	—	47万円	47万円	—
平成17年4月から同年8月まで	24万円	47万円	—	41万円	41万円	47万円
平成17年9月から平成18年3月まで	24万円	44万円	—	41万円	41万円	44万円
平成18年4月から同年8月まで	24万円	44万円	—	44万円	44万円	—
平成18年9月から平成19年3月まで	24万円	—	44万円	44万円	44万円	—
平成19年4月	24万円	—	41万円	41万円	41万円	—
平成19年5月	24万円	—	44万円	44万円	44万円	—
平成19年6月及び同年7月	24万円	—	50万円	50万円	50万円	—
平成19年8月	24万円	—	53万円	53万円	53万円	—
平成19年9月	24万円	44万円	—	56万円	44万円	—
平成19年10月	24万円	44万円	—	59万円	44万円	—
平成19年11月	24万円	44万円	—	56万円	44万円	—
平成19年12月から平成20年3月まで	24万円	44万円	—	53万円	44万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成20年4月	24万円	44万円	—	59万円	44万円	—
平成20年5月	24万円	44万円	—	53万円	44万円	—
平成20年6月	24万円	44万円	—	56万円	44万円	—
平成20年7月及び同年8月	28万円	44万円	—	56万円	44万円	—
平成20年9月及び同年10月	28万円	56万円	—	53万円	53万円	56万円
平成20年11月	28万円	56万円	—	62万円	56万円	—
平成20年12月	28万円	56万円	—	53万円	53万円	56万円
平成21年1月及び同年2月	28万円	56万円	—	47万円	47万円	56万円
平成21年3月	28万円	56万円	—	50万円	50万円	56万円
平成21年4月及び同年5月	28万円	56万円	—	53万円	53万円	56万円
平成21年6月から同年8月まで	28万円	56万円	—	50万円	50万円	56万円
平成21年9月から平成22年1月まで	30万円	50万円	—	47万円	47万円	50万円
平成22年2月及び同年3月	30万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円
平成22年4月	30万円	50万円	—	47万円	47万円	50万円
平成22年5月及び同年6月	30万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成22年7月	30万円	50万円	—	53万円	50万円	—
平成22年8月	30万円	50万円	—	44万円	44万円	50万円
平成22年9月及び同年10月	32万円	44万円	—	44万円	44万円	—
平成22年11月及び同年12月	32万円	44万円	—	47万円	44万円	—
平成23年1月から同年3月まで	32万円	44万円	—	44万円	44万円	—
平成23年4月	32万円	44万円	—	41万円	41万円	44万円
平成23年5月	32万円	44万円	—	38万円	38万円	44万円
平成23年6月	32万円	44万円	—	36万円	36万円	44万円
平成23年7月	32万円	44万円	—	44万円	44万円	—
平成23年8月	32万円	44万円	—	38万円	38万円	44万円
平成23年9月	32万円	41万円	—	38万円	38万円	41万円
平成23年10月	32万円	41万円	—	41万円	41万円	—
平成23年11月	32万円	41万円	—	62万円	41万円	—
平成23年12月	32万円	41万円	—	50万円	41万円	—
平成24年1月	32万円	41万円	—	41万円	41万円	—
平成24年2月	32万円	41万円	—	47万円	41万円	—
平成24年3月	32万円	41万円	—	41万円	41万円	—
平成24年4月	32万円	41万円	—	44万円	41万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成24年5月	32万円	41万円	—	50万円	41万円	—
平成24年6月から同年8月まで	32万円	41万円	—	41万円	41万円	—
平成24年9月	30万円	44万円	—	36万円	36万円	44万円
平成24年10月	30万円	44万円	—	38万円	38万円	44万円
平成24年11月	30万円	44万円	—	34万円	34万円	44万円
平成24年12月	30万円	44万円	—	41万円	41万円	44万円
平成25年1月	30万円	44万円	—	36万円	36万円	44万円
平成25年2月	30万円	44万円	—	32万円	32万円	44万円
平成25年3月及び同年4月	30万円	44万円	—	34万円	34万円	44万円
平成25年5月から同年8月まで	30万円	44万円	—	38万円	38万円	44万円
平成25年9月から平成26年8月まで	26万円	44万円	—	38万円	38万円	44万円